

## 第21回入善町農業委員会議事録

平成28年4月8日午後1時30分から第21回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	16番 市森孝義	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 1名

5番 長田昭

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第74号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第75号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第76号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第77号 農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第78号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件
日程第9	議案第79号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件
日程第10	議案第80号 入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の公表について

真岩事務局長

委員会の前に、事務局よりご報告させていただきます。

この度の人事異動により、事務局の板倉と上田が異動となりまして、代わりに宮沢と島尻が着任いたしました。以後よろしくお願いいたします。

では、会長の挨拶をお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。異動の季節となりました。今回の人事異動で2人の入れ替えがありました。

4月から新しい農業委員会法も施行されることとなりますし、心機一転してがんばっていきたく思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は多くの議案が有りますので、慎重審議をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第21回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第10の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番紺田委員と10番愛場委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、浦山新〇〇、外9筆の計10筆で、登記地目、現況地目ともに田、面積は計18,323㎡です。譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、当該農地の近所に住む認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から約400mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当

該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間190日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、68,324.35㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

市森委員

前所有者は、相続により町外の方が譲受け、管理をしておりました。今回の申請により、町内の担い手の規模拡大にもつながるものでありますので、大変良いことだと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第74号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第74号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町上飯野〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は2,901㎡です。申請者は、入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「共同住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、交通の便がよく、近隣の上飯野・福島地区の工業団地や事業所への通勤にも便利なことから、需要が見込めるとして、平成27年度中に当該申請地の北側に共同住宅（アパート）を建設しており、募集してすぐに満室となり依然不足することから、国道8号線沿いの土地に同様のアパート3棟を建設することを計画し、今回の転用申請となりました。

申請地は、2階建てアパート3棟で24世帯分の住宅と、34台分の駐車場を整備する計画であり、必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「共同住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

この申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は、入善町一宿〇〇の計1筆、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、面積は86㎡です。申請者は、入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「納屋敷地」です。

申請者の〇〇さんは、当該申請地と一区画地とした宅地に住宅敷地があります。平成9年建築の本人の住宅があり、平成28年度中に息子夫婦が敷地内に新たに新築住宅の建設を予定しています。また、同じ敷地内に昭和40年頃、申請者の父が建築した農業用の納屋が建っています。その敷地の一部に今回申請の土地が係っていることから、今回の転用申請となりました。

申請地は、納屋敷地の一部となっており住宅敷地の残地と共に使用されており、必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「納屋敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

なお、申請者の父が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和40年頃に申請地に納屋を建築してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

この申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

現地の確認を行った委員は欠席していますが、事務局から何かありますか。

事務局

長田委員より、申請地は国道と、共同住宅に挟まれているため、残地の支障は無く問題ありませんとのことです。

松原委員

申請番号2番ですが、申請者本人の親の代から現状のように利用していたとのことで、大変反省しているようでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第74号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第75号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第75号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は670㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇です。転用目的は「公民館敷地」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇は、地区公民館の老朽化に伴い、建て替えを計画しました。現在の公民館敷地は建物がぎりぎりに建築されており駐車場が全く無く路上駐車をせざるを得なかったことから、既存地にも程近い今回の申請地での転用申請となりました。申請地は、公民館、駐車場スペースとして利用する計画であり、面積は670㎡と必要な面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「公民館敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合することから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での

意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町一宿〇〇、外3筆の計4筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は11,885㎡です。

譲渡人は、入善町一宿〇〇番地の〇〇さん外2名で、譲受人は入善町本村〇〇番地の〇〇です。転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇は、土木建築請負業や土石採取・販売業をはじめ、土石類の加工販売又は買入れなどの事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて、土壌改良及び圃場整備を行う計画としたことから、今回の転用申請となりました。今後、2カ年の計画期間で、11,885㎡の申請地から71,658㎡の砂利を採取し、85,989㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から見て適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地の利用は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番、申請地は入善町栲山〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は242㎡です。譲渡人は埼玉県北本市東間〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町青島〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「車両旋回、待機広場」で、契約内容は「所有権の移転」です。

申請者の〇〇さんは、土木・建設工事を経営しており、申請地の隣にある資材置場への工事用車両の乗り入れに不便を感じていました。そこで、申請地を車両の転回スペース及び、交互通行する際の車両の待機場所として利用するために今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、大型車両が安全に転回したり待機したりするスペースとして面積は242㎡で必要最小限と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「車両旋回、待機広場」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、平成28年4月15日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番、申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目は田で、現況地目は宅地で、面積は203㎡です。譲渡人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は黒部市若栗〇〇番地〇〇の〇〇です。転用目的は「太陽光パネル設置敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

申請者の〇〇は、黒部市で車両リース業や再生エネルギーによる発電電及び設備の販売等をしている会社です。申請地の側には住宅等が増加しこれからの電力需要が見込まれると考え、適当な土地をさがしたところ、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、隣の宅地 531.54 m<sup>2</sup>を含め計 734.54 m<sup>2</sup>に太陽光パネル 180 枚を設置して利用する計画であり、申請面積は 203 m<sup>2</sup>と必要な面積と考えられます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、宅地に囲まれており、生産性の低い農地であることから、市街化が見込まれる区域内にある農地・第2種農地であると判断します。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には原則許可することができないとなっていますが、転用目的が「太陽光パネル置場」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)を準用して、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

この申請番号4番に関連しますので、議案第76号「事業計画変更の申請による意見進達について」、続けて説明させていただきます。

次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。1件の申請です。

変更前は、譲渡人は富山市水橋肘崎〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は203 m<sup>2</sup>です。転用目的は「一般住宅敷地」、契約内容は「所有権移転」でした。

変更後は、譲渡人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さん、譲受人は黒部市若栗〇〇番地〇〇の〇〇です。申請地は同じ、台帳地目は田で、現況地目は宅地で、面積は同じで転用目的は「太陽光パネル置場」です。

当該申請地は、平成9年7月3日に農地転用の許可を受け、土地を造成し所有権移転したものの、住宅建築要件の道路幅が不足していることから建築確認申請が許可されないことが判明し、建築ができないうままでした。変更後の譲受人の事業計画に当該土地が合致することから、今回、事業計画変更の申請を合わせて行うものです。

先ほど提案しました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されていますので、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

笹原委員

申請番号1番の確認をしました。公民館が老朽化し建替える必要が生じたため、既存敷地の周辺で検討した結果、申請地としたとのことでした。周囲への影響もありませんので問題ないと考えます。

柳澤委員

申請番号2番は私が確認しました。事業者から詳細説明を受け、現地も確認しました。既存の陸砂利採取後継続的に実施したいとのことでの申請であり、問題ありません。

中島委員

申請番号3番の確認をしました。所有者が県外の方のため、耕作地としての管理が難しかったですし、譲受人の事業ためには必要な申請と判断し、確認印を押しました。

松澤委員

申請番号4番ですが、当初住宅敷地として計画しておりましたが、造成はしたものの諸事情により計画が実行できず、今回の申請となりました。太陽光パネルの設置ということで、農業以外の影響も考えられますので事業実施前に近隣の住民には、必ず説明・同意を得ることを条件に確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第75号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び、議案第76号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第77号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第77号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規5件、更新30件、合計35件の申請があります。

まず新規の申請です。

飯野地区は3件、7筆、12,858㎡。

新屋地区は2件、36筆、72,119㎡。

以上、新規の合計は、5件、43筆、84,977㎡です。

続いて更新です。

入善地区は1件、2筆、5,972.5㎡。

小摺戸地区は28件、95筆、197,081㎡。

横山地区は1件、2筆、2,916㎡。

以上、更新の合計は、30件、99筆、205,969.5㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

借受人の〇〇は、どのような会社ですか。

事務局

認定農業者の〇〇さんが2月に設立したもので、株式会社と比べ設立コストや必要経費が少なかったり、社員の有限責任となっております。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第77号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第8、議案第78号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。この議案につきましては、私が当事者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席いたします。

（会長退席）

議長（酒井会長職務代理者）

それでは、日程第8、議案第78号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第78号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成28年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成28年3月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が6件と、軽微変更の申請が1件あります。

まず、農振除外から説明いたします。

受付番号1番。除外願出者は入善町青島〇〇番地〇〇、〇〇さん、譲受人は黒部市浜石田〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、入善地区青島〇〇の内、地目は田、面積は499㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長に伴い一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、黒部市の借家で生活していますが、子どもの成長に伴い、借家が手狭になってきたため、父から申請地を借り受けて、実家の近くに一般住宅を新築する計画です。

申請面積は499㎡と、500㎡以内であるため一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は50m以内に宅地が存在し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が499㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営圃場整備事業の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番と3番の申請は、譲受人が「入善町」の申請となっており、町内企業の経営規模拡大等を支援するために、町が工場立地用地をあっせんするためであります。実際の事業者については、受付番号2番は、「〇〇」であり、工場や駐車場として利用する計画であり、受付番号3番の事業者は、「〇〇」であり、工場や倉庫、駐車場として利用する計画となっております。

受付番号2番の除外願出者は、入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さん、同じく入善町青木〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町長 笹島春人です。除外対象地は、青木地区青木〇〇、外2筆の計3筆、地目は全て田で、合計面積は8,448㎡です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、町内の企業が、経営規模拡大により新たに工場を建設するため、工場立地用地の確保が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

事業者である〇〇は、主に、食品、医薬品、化粧品、事務機器建材等のプラスチック製品を開発、製

造販売している企業です。

医薬品や化粧品の市場規模の拡大に合わせて、平成 26 年に新しい工場を建設し、増産を開始したところですが、食料品や事務用品等のプラスチック容器についても、需要が拡大していることから、増産体制を強化するため、再び新工場の建設が必要になり、今回の申請となりました。

新しい工場には、製造ラインのほか、会議室等の事務スペースも確保する計画で、敷地には駐車場や、敷地からの雨水が水路に一度に流れこまないようにするための調整池も設置するため、必要な面積と認められます。

申請地は、既存の工場敷地と駐車場との土地で、今回の転用により、敷地全体が整形された敷地になります。

また、新工場は、効率的な生産体制を図るため、既存の工場群と一体的に整備する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、既存工場敷地に隣接し、町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの雨水排水は、周囲に側溝を設け、工場の南側、東側及び緑地に調整池としての機能を持たせ、排水口の構造により水田の時の排水量以下となるよう調整した上で、西側の農業用排水路に排水する計画となっていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成 14 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 3 番。除外願出者は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん、外 11 名、譲受人は、入善町長 笹島春人です。除外対象地は、飯野地区下飯野〇〇、外 11 筆、地目は全て田、合計面積は 29,327 m<sup>2</sup>です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、町内の企業が、経営規模拡大により新たに工場を建設するため、工場立地用地の確保が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

事業者である〇〇は、入善産のお米や水を使ったパックごはんを製造販売している企業です。少子高齢化や核家族化等によるパックごはんの需要の増加、また、東日本震災以降、保存食としても注目を浴びるようになったことから、増産体制を強化するため、工場敷地の拡張が必要となり、今回の申請となりました。

申請面積は約 3 ha と大規模ですが、工場 2 棟とそれに付随する倉庫、事務棟、そして、既存の駐車場が大型トラック等の通路になるため、その代替となる駐車場と、従業員の増加による分とを合わせて 248 台分の駐車場等を整備するため必要な面積と認められます。

新設する工場等は、効率的な生産体制を図るため、既存の工場群と一体的に整備する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、

農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、既存工場敷地に隣接し、町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約20.7ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地であるが、除外後においても所有等農地は合わせて19.3ヘクタールを維持する（農業経営面積6.6パーセント減）ことができます。

当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、主に水稻を作付けし規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められます。

また、もう一方の担い手（所有等農地面積約80.5ヘクタール）においても貸借し農業経営を行っている農地であるが、除外後においても所有等農地は合わせて80ヘクタールを維持する（農業経営面積0.6パーセント減）ことができます。

当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆、ジャンボ西瓜、ハウスねぎを作付けし規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えられます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水は駐車場及び側溝部分に調整池としての機能を持たせ、排水口の構造により、流下能力以下の排水となるよう調整した上で、申請地北側を流れる2級河川平曾川へ直接排水する計画となっていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地であるが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて受付番号4番。除外願出者は入善町浦山新〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町浦山新〇〇番地、〇〇です。除外対象地は、新屋地区浦山新〇〇の内、地目は田、面積は90㎡で、除外後の用途は墓地拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、既存の共同墓地に空区画がなく、新たに隣接地に墓地敷地を整備する必要が生じたものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

既存の共同墓地における墓地区画の不足に伴い、新たに隣接地を墓地敷地として求めるものであり、既存の墓地に隣接していること、また、利用目的が「墓地敷地」という特殊な事情のため、唯一の隣接地を拡張対象地とし、必要最小限の面積であることから、必要かつ適当であると認められます。また、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の墓地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼす

おそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、共同墓地敷地の用に供するものであり、生活排水は発生しないこと、雨水排水は既存の共同墓地に設置された側溝に流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業の実施済地であるが、平成 12 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 5 番。除外願出者は入善町小杉〇〇番地、〇〇さんで、自分の土地を自分で利用するものです。除外対象地は、柵山地区小杉〇〇の内、地目は田、面積は 273 ㎡で、除外後の用途は農家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、既存の農家住宅は老朽化しており、また町道から奥に入った場所にあり、冬場の除雪が高齢のため徐々に困難になってきたことから、町道に面した場所での一般住宅の建替が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。申請者は高齢化に伴い、冬場の除雪が徐々に困難になってきています。また、既存の農家住宅は老朽化してきたことから、町道に面した申請地部分を利用して、住宅、車庫、庭等として利用する計画です。既存住宅敷地内に所有する農業用倉庫は今後も利用し、申請地を含め、近接の農地を管理する必要があります。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は 50m 以内に宅地が存在し、町道に面し集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が 273 ㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業の実施済地であるが、平成 12 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

農振除外の最後、受付番号 6 番。除外願出者は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、入善町柵山〇〇番地、〇〇株式会社、譲受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇株式会社です。除外願出者にも、〇〇株式会社があるのは、申請地の中に所有する土地があるためです。除外対象地は、横山地区古黒部字道上〇〇、外 10 筆、地目は全て田、合計面積は 1,933 ㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、既存の駐車場に、新たに車庫や事務所、倉庫を建

設することになり、駐車場の一部が利用できなくなることから、その代替となる駐車場の必要が生じたものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇株式会社は、貨物自動車運送事業を行っている企業です。〇〇株式会社の経営者は、他に有限会社〇〇も経営しており、現在、古黒部にある有限会社〇〇所有の駐車場を 2 社が共同で利用していますが、その駐車場に車庫や事務所、倉庫を建設することになり、駐車場の一部が利用できなくなることから、その代替となる駐車場の確保が必要になり、今回の申請となりました。

申請地は、既存駐車場に隣接し、大型トラック 20 台分の駐車場、大型車両の通路として利用するため、必要最小限の面積であることから、必要かつ適当であると認められます。

また、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の駐車場に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約 48.3 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地であるが、除外後においても所有等農地は合わせて 48.1 ヘクタールを維持する（農業経営面積 0.4 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大麦、大豆を作付けし規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は既存の側溝により農業用排水路へ流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、土地改良事業の未実施地であるため、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外 6 件の申請になります。

次に軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、1 件の申請があります。

受付番号 1 番。変更願出者は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん、同〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町栲山〇〇番地、有限会社〇〇です。変更対象地は、栲山地区栲山〇〇の内、外 2 筆、地目はすべて田、合計面積は 280 ㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用施設用地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、経営規模の拡大に伴い、現在の乾燥機では能力不足になってきたため、乾燥機（ミニライスセンター）の増設が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の有限会社〇〇は、水稻、大豆、チューリップ切花等を中心に、現在、約 95ha を経営する農地所有適格法人です。経営規模の拡大に伴い、現在ある乾燥機では能力不足になってきたことから、申請地に新規に乾燥機を設置したいと考えています。

申請地には、乾燥機設置、籾殻置場、籾殻置場への通路として利用する計画であり、必要最小限の面

積と認められます。

申請目的が農業用施設の建設であり、既存の米貯蔵庫に隣接しているため、利用や管理の点で最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し、既存の宅地に隣接し集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の農地について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、譲受人である農業生産法人の担い手（所有等農地面積約64.1ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、用途区分の変更後においても所有等農地は64.0ヘクタールを確保する（農業経営面積0.1パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆等を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、乾燥機設置、籾殻置場、籾殻置場への通路として利用するため、生活排水は発生しないこと、雨水排水については、側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、入川沿岸県営かんばい事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上が軽微変更1件の申請になります。

今回は、農振除外6件、軽微変更1件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（酒井会長職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

受付番号2番、3番の具体的スケジュールはどうなっていますか。

事務局

除外の手続きについては、約半年ほどかかり、その後、転用の申請となります。転用許可後から造成が可能となります。

議長（酒井会長職務代理者）

それでは、他に何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井会長職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 78 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（酒井会長職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

(会長入場)

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 9、議案第 79 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積に関する件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 79 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積に関する件、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積を定めないことについて、決定を求めます。平成 28 年 4 月 8 日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

別段の面積についてですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が 50 a 以上にならなければならない、と規定されていまして、これがいわゆる 5 反歩要件です。平成 21 年 12 月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められています。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、再び、別段の面積を定めないことを確認したいと思えます。

そこでまず、農地法施行規則第 17 条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について、確認いたしますが、別段の面積は 10 a 以上 50 a 未満の範囲内で設定すること、その区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が 40% を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

そこで入善町の状況を見てみますと、2010 年農林業センサスによると、全農家数 1,278 戸のうち、50 a 未満の農家数は 62 戸ですので、経営面積 50 a 未満の農家数の割合は、4.9% となります。また、遊休農地の面積は、平成 27 年度末現在で、蛇沢の 0.4ha を残すのみとなっております。農地の集積率については、こちらも平成 27 年度末現在で、56.1% であり、認定農業者数は 123 経営体となっております。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっております。したがって、農地の権利取得の下限面積について 50 a 以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、この件について、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようですので、この件について採決を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第79号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件について、昨年同様に、別段の面積を定めないことに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第10、議案第80号、入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の公表についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第80号、入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の公表について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日20経営第5791号）に基づき、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を、別紙のとおり公表することについて、当委員会の決定を求めます。平成28年4月8日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会では、平成21年12月に農地法が改正されて以来、農業委員会活動の点検・評価を作成しております。これは町のホームページ上で1ヶ月間公表し、意見を求め、意見をもとに見直し、農業委員会で最終決定して、県を経由して国へ提出します。そして、最終的にできあがったものを再度、町のホームページで公表します。では、説明させていただきます。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、入善町農業委員会。

I. 法令事務に関する点検です。

1. 総会等の開催及び議事録の作製についてです。

まず、総会等の開催日及び総会等が公開である旨の周知状況につきましては、町のホームページで周知しています。

総会等の議事録については、作製しています。作製までに要した期間は、平均14日間です。議事録の内容については、詳細なものを作製し、事務局での縦覧及び町ホームページで公表しています。

2. 事務に関する点検についてです。

農地法第3条に基づく権利移動の許可等については、3月までの数字で、1年間の処理件数は17件で、全て許可されています。事実関係の確認に関する実施状況については、申請書類での確認及び担当農業委員と事務局職員が現地確認を行っています。

総会等での審議の実施状況については、議案に沿って審議・決定しています。

審議結果等の公表についての実施状況としては、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。

標準処理期間については、申請書受理から平均で20日間と定めています。

次に、農地転用に関する事務についてです。1年間の処理件数は、3月までの数字で36件です。

事実関係の確認の実施状況としては、申請書類での確認及び担当農業委員と事務局員が現地確認を行っています。

総会等での審議の実施状況は、議案に沿って審議・決定しています。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。

標準処理期間は、申請書受理から平均で20日間と定めています。

農業生産法人からの報告への対応ですが、管内の農業生産法人数は43法人、うち報告書を提出した農

業生産法人数は38法人、うち催促を行った農業生産法人数は12法人で、催促後に全ての農業生産法人が報告書を提出しました。3法人は平成27年中に設立されたため、今回は報告不要でした。

次に、情報の提供等についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3年に一度改正を行っていますが、それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象賃貸借件数は2,050件、公表時期は平成28年3月で、町のホームページで周知しています。農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は1,738件、取りまとめ時期は平成27年12月です。農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,939haで、システムを利用して管理しており、月1回議案によるデータ更新を行っています。

農用地利用集積計画の決定についてですが、3月までの数字で、1年間の処理件数は423件で、全て決定されています。事実関係の確認に関する実施状況については、農用地利用集積計画における記載内容の確認を行っています。

総会等での審議の実施状況については、議案に沿って申請内容が許可基準に適合するか否かを審議・決定しています。

審議結果等の公表についての実施状況としては、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。

それでは、Ⅱ. 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価です。

まず、現状及び課題です。平成27年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,708.8ha、遊休農地の面積は0.4ha、筆数は1筆です。入善町に1筆だけ残った遊休農地は、これまでも地権者を指導してきましたが解消に至らない案件であり、実現可能な解消策の検討と根気強い説得が必要です。

次に平成27年度の目標及び実績です。目標としては、0.4haの解消としていましたが、実際に解消には至りませんでしたので、達成状況は0%となります。

2の目標の達成に向けた活動についてです。まず、活動計画に関しては、農地の利用状況調査について、実施時期は6月から10月の計画で、調査人数は23人、調査結果取りまとめ時期11月から12月としていました。調査方法は、農業委員と事務局職員が協力して現地確認調査を行うという計画でした。

それに対する活動実績に関してです。農地の利用状況調査について、実施時期は6月から10月で調査員数は23人、調査結果取りまとめ時期は11月から12月となりました。農業委員会委員と事務局職員が協力して、農地の全筆について、利用状況調査を実施しました。その他の取組状況としては、農業委員会委員全員による遊休農地の合同パトロールを8月に実施しました。

評価の案についてです。目標に対する評価の案としては、今年度は目標を達成できませんでしたが、今後も遊休農地0haの実現を目指す、としました。活動に対する評価の案としては、今後も粘り強く監視・指導を継続し、新たな遊休農地の発生を防止する、としています。

次に、Ⅲ. 促進等事務に関する評価です。

まず、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保についてです。

平成27年3月現在の現状は、農家数が1,479戸、農業生産法人数が43法人、認定農業者が125経営体、特定農業法人は5法人ありました。

課題ですが、将来にわたって入善町の農地が守ってもらえる体制を確立するため、農地中間管理事業を利用して、認定農業者の育成・確保を図ることが必要であります。また、法人化と経営規模の拡大を推進することが重要な課題となります。

そこで、平成27年度の目標数字としては、認定農業者2経営体増加、特定農業法人と特定農業団体については、近年新規認定を希望する農業者が見当たらないため、0経営体としていました。実績としては、認定農業者等担い手の増加はなしでした。

目標の達成に向けた活動計画としては、認定農業者について、県農林振興センターや農業公社、農協営農指導員との連携を図りながら、意欲ある農業者や新規就農者、若手農業従事者等に、認定農業者制度の周知・普及を行うとしており、活動実績としては、認定農業者への認定に係る相談・指導を積極的に実施しました。特定農業法人と特定農業団体については、現在は、認定を受けても利点が少ないことから、新規認定を希望する農業法人等が見当たらないため、目標設定を0経営体とし、特段の活動を行いませんでした。

目標に対する評価の案としては、目標設定は妥当であり、引き続き高い目標設定を継続すべきとしま

した。

活動に対する評価の案としては、今後も意欲ある担い手に対し更なる相談と指導強化を図るとしました。

次に、2. 担い手への農地の利用集積についてです。

現状としては、管内の農地面積は 3,708.8ha で、これまでの集積面積は、平成 27 年 3 月時点で 2,019.2ha、集積率は 54.44%でした。課題としては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、経営を断念・放棄する零細農家の増加が想定され、農地の受入先となることのできる担い手の育成・確保、及び農地中間管理事業等の農地利用集積制度の周知と相談体制の充実等を図ることが必要でした。平成 27 年度の目標及び実績は、目標が 80ha で、実績は 58.4ha でしたので、達成状況は 73.00%となりました。

目標の達成に向けた活動としては、活動計画が、引き続き農業公社が農地の貸し借りに関する総合窓口となって充実した相談体制を堅持するとともに、公共的媒体を活用した利用権設定の制度等の周知を図ることとし、町ホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動や、町広報誌やケーブルテレビを活用した啓発活動、農業委員と担い手との懇談会を開催し、農地の利用集積を働きかけるというものでした。活動実績としては、概ね計画のとおり実施できたと考えます。

目標に対する評価の案としては、町が目指すべき目標値としては、妥当であり、今後とも高いレベルでの目標設定を継続するべきとしました。活動に対する評価の案としては、今後も、農地中間管理機構や入善町農業公社と連携して、農地中間管理事業の積極的な活用と啓発活動に取り組み、更なる農地の利用集積を図る、としました。

最後に、3. 違反転用への適正な対応です。

平成 27 年 3 月現在の現状としては、管内の農地面積 3,708.8ha に対し、違反転用の面積は 0ha です。課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を発見するのは、困難であるため、住民意識を高めるよう啓発活動の強化が必要であることがあげられます。

平成 27 年度の目標及び実績としては、目標、実績ともに 0ha でした。

目標の達成に向けた活動としては、活動計画が、8 月のパトロールの強化と啓蒙であり、活動実績としては、発生防止に向けて農業委員会の一斉パトロールと農業委員及び事務局職員による個別パトロールを実施しました。

目標に対する評価の案としては、目標の設定は妥当であり、今後も継続すべき目標値であると考えます。活動に対する評価の案としては、今後も違反転用の発生予防に努め、違反転用 0ha の継続を図るとしました。

平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、以上です。

入善町農業委員会の平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を公表することについて、本日決定をいただければ、1 ヶ月間、町のホームページで住民の皆さんの意見を求めることとなります。1 ヶ月後に意見を集約して、各項目にある「地域の農業者等からの意見等」の欄を記入したものを、6 月の農業委員会で審議します。6 月の農業委員会で決定しますと、決定したものを再び町のホームページで公表する、という流れになります。

以上です。よろしく願います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第80号、入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の公表について、原案どおり公表することに決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり公表することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

まず、農業委員会法の改正（H28.4.1施行）についてです。

今回の改正のポイントの再確認と平成29年7月の新たな委員の選任制への対応の予定についてまとめました。改正のポイントとしては、農業委員会の業務として「農地等の利用の最適化の推進」が義務付けられたことや農業委員の選出方法の変更と農地利用最適化推進委員の設置等があげられます。

新たな委員の選出及び農地利用最適化推進委員を設置は、平成29年7月の現委員の改選までに、入善町における人数や選出方法の詳細を決定していくこととなります。

次に「農地パトロール車両用マグネットシート」の配布についてです。

今回、県農業会議にて作成したものを配布いたします。農地パトロールの際や公民館等に掲示していただき、農業委員会の活動の見える化にご協力お願いいたします。

最後に、農業委員活動記録簿についてです。

前回お願いしておりました、平成27年度下半期の活動報告の提出ください。

また、今年度のを配布しますのでご活用、記録くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第9回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、5月9日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後3時5分）